

12/11

わかる証券税制

来年こう変わる

▷ 2

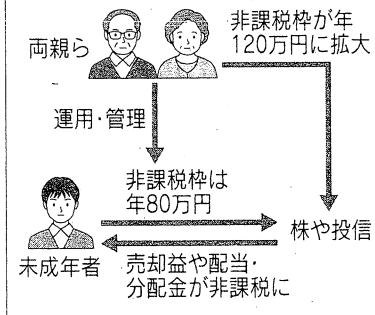
ジュニアNISAは16年1月から取引専用の口座開設の受け付けが始まり、同4月から実際の取引ができるようになる。

2014年1月から始まった少額投資非課税制度(NISA)は、年間100万円の投資額を上限に、株式や投資信託の売却益や配当が5年間にわたって非課税になる仕組みだ。16年からは非課税枠が年120万円に拡大されるうえ、0～19歳の未成年者を対象とする「ジュニアNISA」も新たに創設される。成人版NISAが年1

NISA非課税120万円に

20万円に非課税枠を拡大するのは、毎月決まった金額を投資に振り向け、例えば両親と未成年の子供

2016年以降のNISAの仕組み



ジュニア版も4月導入

2人がいる4人家族の非課税枠は合計400万円となり、現状の2倍に増える計算だ。ジュニアNISAには成人版にはない決まりもある。大きいのは、口座を一度開くと金融機関を一度開くと金融機関を

られる成人版と同じだ。以上に、事前に証券会社や銀行など各金融機関の品ぞろえやサービスを吟味したうえで慎重な選択が大切になる。実際に口座は、過去に得た分を含むすべての利益に課税される点には注意が必要だ。野村アセットマネジメントはジュニアNISAの開始1年目の投資総額は5600億円超と分析する。成人版の1年目(2

を開いた後は、原則として親権者が代理で運用や管理を担う。非課税対象となる金融商品は上場株や株式投信などと成人版の子供や孫の将来に向け長期投資という趣旨を踏まえ、売却益や配当・分配金の払い出しに制限がある。3月末時点で18歳である年の1月から投資先の商品売却して口座からお金を払い出すことができる。ただそれよ

2014年1月

兆9769億円)の約5分の1に達する計算だ。祖父母が孫に資金を出す家庭も多いとみられ、世間の資産移転を促せるとの期待も大きい。

ただジュニアNISAの個人への浸透はこれからの調査では、約1200人の回答者のうち「16年4月のジュニアNISA導入」を知っていたのは約15%にとどまった。証券会社などは制度概要をまとめた冊子を配ったり、親子参加型の金融イベントを開いたりして、認知度向上に努めている。